

令和5年10月23日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案
(令和5年10月23日 諮問第26号)

[衛星非常用位置指示無線標識等の周波数の追加等に係る制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鳥本係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局基幹・衛星移動通信課

(長澤課長補佐、新井係長)

電話：03-5253-5816

電波法施行規則等の一部を改正する省令案

(衛星非常用位置指示無線標識等の周波数の追加等に係る制度整備)

1 諮問の概要

衛星非常用位置指示無線標識 (EPIRB) は、COSPAS-SARSAT^{※1} システムを利用した海上での捜索救助のための無線通信システムであり、SOLAS 条約において、GMDSS^{※2} 対象船舶への搭載が義務づけられている。EPIRB に係る性能基準等として、これまで、国際海事機関 (IMO) や COSPAS-SARSAT において、「C/S T.001 規格」が用いられてきた。

今般、IMO^{※3} の決議によって、新たに「C/S T.018 規格」が選択可能となった。このため、「C/S T.018 規格」に対応した EPIRB 等の周波数等に関する国内制度整備を行うものである。

※1COSPAS-SARSAT (コスパス・サーサット) は、人工衛星によって遭難者を迅速に発見し、救助するための国際協定に基づく政府間機関 (45 の国・地域と 3 つの機関が参加。本部：モントリオール)

※2GMDSS (Global Maritime Distress and Safety System) : 世界海洋遭難安全システム

※3IMO (International Maritime Organization) : 海上の安全、船舶からの海洋汚染防止等、海事分野の諸問題についての政府間の協力を推進するための国連の専門機関。

2 改正概要

※必要的諮問事項はゴシック体

(1) 電波法施行規則関係

衛星非常用位置指示無線標識及び航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置を備える衛星位置指示無線標識が送出しなければならない電波に 406.05MHz を追加 (第 12 条及び第 36 条の 2)

遭難通信として送信する信号の構成に、C/S T.018 規格において新たに定義された信号の構成 (装置の識別番号、国番号等) を追加 (別図第 5 号)

(2) 無線局免許手続規則

衛星非常用位置指示無線標識及び航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置を備える衛星位置指示無線標識で用いる電波に 406.05MHz を追加 (別表第二号第 3 及び別表第二号の三第 2)

(3) 無線局運用規則

衛星非常用位置指示無線標識及び航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置を備える衛星位置指示無線標識が送出しなければならない電波に 406.05MHz を追加（第 78 条の 2）

遭難航空機局の航空機用救命無線機又は航空機用携帯無線機を使用した際に準用する規定の訂正（第 177 条）

(4) 無線設備規則関係

G/S T.018 規格を使用する衛星非常用位置指示無線標識として求められる条件のうち、空中線電力の 10 パーセントになってから 90 パーセントになるまでの時間を送信立ち上がり時間として追加（第 45 条の 2）

衛星非常用位置指示無線標識及び航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置を備える衛星位置指示無線標識が使用する G1D 電波の許容偏差及び占有周波数帯幅の許容値を追加（別表第一号及び別表第二号）

(5) 無線機器型式検定規則関係

衛星非常用位置指示無線標識で用いる電波に 406.05MHz を追加（別表第 1 号）

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定。（11 月施行予定）

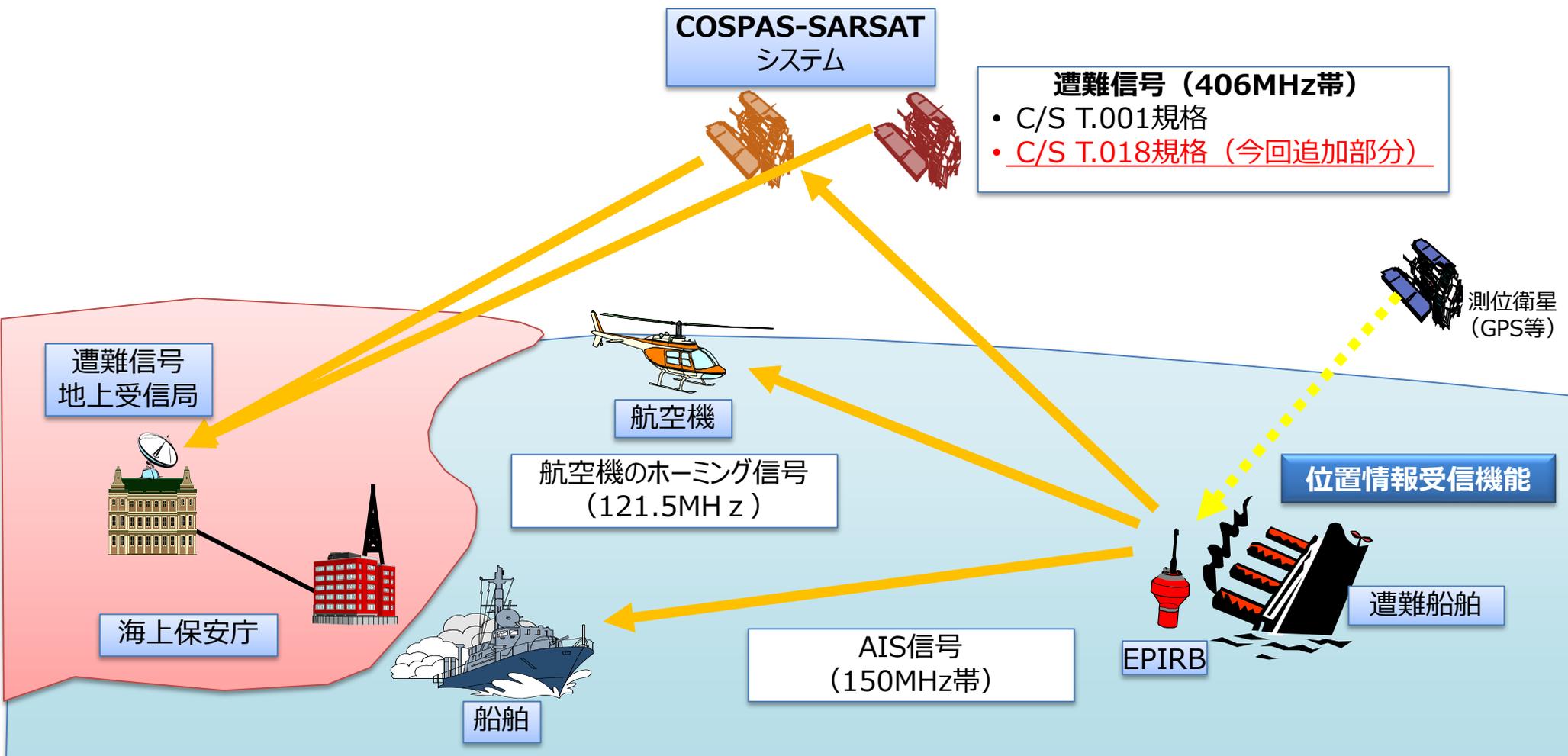
4 意見募集の結果

本件に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募の手続については、令和 5 年 9 月 15 日（金）から同年 10 月 16 日（月）までの期間において実施済みであり、意見が 2 件あった。

衛星非常用位置指示無線標識 (EPIRB) の概要

3

- 衛星非常用位置指示無線標識 (EPIRB) は、COSPAS-SARSATシステムを利用した海上での捜索救助のための無線通信システムであり、SOLAS条約において、GMDSS対象船舶への搭載が義務づけられている。
- EPIRBに係る性能基準等として、これまで、国際海事機関 (IMO) やCOSPAS-SARSATにおいて、「C/S T.001規格」が用いられてきたが、今般、新たに「**C/S T.018規格**」が選択可能となった。
- このため、「**C/S T.018規格**」に対応したEPIRBの性能基準に関する国内制度整備を行う。



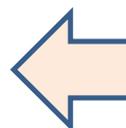
EPIRBに係る近年の制度改正状況

4

	令和4年9月14日以前	令和4年9月15日以降 (現行)	令和5年改正予定 (今回)
COSPAS-SARSAT 衛星向け規格	C/S T.001	同左	C/S T.001又は <u>C/S T.018</u> <u>のどちらかを選択</u>
COSPAS-SARSAT 衛星向け周波数	G1B電波 406.025,406.028,406.031, 406.037,406,04MHz のうち1波を選択	同左	(C/S T.001) G1B,G1D 電波 406.025,406.028,406.031, 406.037,406,04MHz のうち1波を選択 <u>(C/S T.018) G1D電波</u> <u>406.05MHz</u>
へり向けホーミング信号	A3X電波121.5MHz	同左	同左
船舶向けAIS装置	(搭載義務なし)	F1D電波2波 161.975,162.025MHz	同左
搭載時期	当該規格に対応したEPIRB について、船舶に新規搭載可 能なのは令和5年12月31日 まで (既に搭載されている EPIRBは令和6年1月1日以 降も継続使用可能)	船舶に新規搭載するEPIRBについて、令和6年1月1日以 降は、AISの搭載が義務化。	

改正の対象となる省令

- 電波法施行規則【電監審への必要的諮問事項】
- 無線設備規則【電監審への必要的諮問事項】
- 無線局運用規則【電監審への必要的諮問事項】
- 無線局免許手続規則
- 無線機器型式検定規則



当該システムの国内への導入に必要な省令改正を実施

関係省令の主な改正点

- 電波法施行規則関係
 - 衛星非常用位置指示無線標識及び航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置を備える衛星位置指示無線標識が送出しなければならない電波に406.05MHzを追加（第12条及び第36条の2）
 - 遭難通信として送信する信号の構成に、C/S T.018規格において新たに定義された信号の構成（装置の識別番号、国番号等）（別図第5号）
- 無線設備規則関係
 - C/S T.018規格を使用する衛星非常用位置指示無線標識として求められる条件のうち、空中線電力の10パーセントになってから90パーセントになるまでの時間を送信立ち上がり時間として追加。（第45条の2）
 - 衛星非常用位置指示無線標識及び航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置を備える衛星位置指示無線標識が使用するG1D電波の許容偏差及び占有周波数帯幅の許容値を追加（別表第一号及び別表第二号）
- 無線局運用規則関係
 - 衛星非常用位置指示無線標識及び航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置を備える衛星位置指示無線標識が送出しなければならない電波に406.05MHzを追加（第78条の2）
 - 遭難航空機局の航空機用救命無線機又は航空機用携帯無線機を使用した際に準用する規定の訂正（第177条）
- 無線局免許手続規則
 - 衛星非常用位置指示無線標識及び航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置を備える衛星位置指示無線標識で用いる電波に406.05MHzを追加（別表第二号第3及び別表第二号の三第2）
- 無線機器型式検定規則関係
 - 衛星非常用位置指示無線標識で用いる電波に406.05MHzを追加（別表第1号）

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見及びそれに対する総務省の考え方
「衛星非常用位置指示無線標識の周波数の追加等」

(意見募集期間：令和5年9月15日～令和5年10月16日)

No	意見提出者	提出された意見（全文）	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	該当箇所：平成21年総務省告示第165号 意見：「これに順次対応する」の「順次」は不要ではないか。	いただいたご意見については、総務省告示第565号に関するものと推察いたします。ご意見のとおり修正いたします。	有
2	(一社)全国船舶無線協会 水洋会部会	1) EPIRBと設備規則第45条の3の5に規定する無線設備(以下VDRと呼称)の406MHz帯の周波数の個別選択を可能にする件について 改定案では電波の型式のみしか選択できない設定となっており、従来の様に周波数を個別に設定できない改定になっています。EPIRBの国際的な規格にある、Cospas-Sarsat406MHzChannelAssignmentTableより、第1世代の周波数割り当てについて、現在までに利用されている周波数は従来のG1Bの406MHz帯で個別に選択できる5波ですが、製品の検定取得時期によりその中で1波のみが選択される仕様となっており、免許人の設定は不可となります。よって従来通り、周波数を個別で選択できるように修正を希望します。 2) EPIRBとVDRの周波数の電波形式のG1Dの記述について 別表第二号第3の船舶局などの電波形式と、周波数表示において、AISが追加になった新規格のEPIRBであっても、第1世代のEPIRBなので、従来と同じ電波形式の変更もないことから、電波形式は従来と同じG1Bの申請と考えておりますが、改定案ではG1Bの他に、G1Dについても同じ周波数で追加になっております。しかしAISが追加になったEPIRBでも第1世代であり、変調方式は、従来と同じ仕様なのでG1Bのみとして、G1Dの追加は不要とすることを希望します。仮にG1Dが追加になると、従来から追加になっていることで、免	1) 2) 3) 5) 6) いただいたご意見を元に、修正いたします。 4) 特定船舶局で用いるF1D電波については既存のG1B電波の上部に記載されております。つきましてはF1D電波は、G1B電波の上部に記載することを維持いたします。 7) ご要望については原案で対応可能であるため原案のとおりとさせていただきます。	有

許の申請者がいずれかを選択するか判断できない場合も想定されま
す。

但し、G1Dの406.05MHzの記入欄はEPIRBの第2世代の装置で使用
される事を想定して追加されたと考えますので、この場合、変調の方
式は第1世代の仕様とは異なる事から、G1Dとしての電波形式での表
記を希望します。

また、別表第二号の三第2の表の特定船舶局でもこれまでは、
406MHz帯のG1Bのみだったのに対して、改定案では、G1Dが同じ周波
数5波と406.05MHzの6波が追加されております。船舶局と同様の理
由から従来と同じの仕様なので従来と同じ5波についてはG1Bのみと
して、G1Dの追加は不要とすることを希望します。G1Dの406.05MHz
の周波数のみ追加になります。

3) VDRの周波数の406.025MHzの追加について

VDRでは、この改定でEPIRBに合わせる様に406.025MHzが追加にな
っておりますが、これまではこの周波数は選択にありませんでした。
今後は新規格のEPIRBに移行するにあたり、新たに国際検定を取得し
た場合には使用されることが無い周波数であるため、追加は不要と考
えます。

4) 特定船舶局の無線局事項書および工事設計書の2枚目（現行）の周
波数記載順の確認

F1Dの周波数がG1Bの上に記載されておりますが、パブコメの様式
を見る限り、A3Xの下にF1Dが記載されております。これは下図の朱
色矢印の通り、すでに記載されていたF1DがA3Xの下に移動するとい
う理解でよろしいでしょうか。

5) AIS電波空中線電力の許容偏差について

改正内容は従前の下限-3dB以内に、上限の+1.5dBまでであるこ
とが追加されています。

ただし、「但し、不確かさ±2.5dBを考慮しても差し支えない。」とい
う記載の追加が必要ではないでしょうか？

ここに記載しないのであれば、該当する審査基準にこの不確かさ±
2.5dBを考慮することを含めていただく必要があると思っております。

6) 無線局運用規則第 78 条の 2 についても改正する必要があるのではないのでしょうか。

【理由】

無線局運用規則の第 78 条の 2 において

(遭難自動通報設備の通報の送信等)

第七十八条の二

2 G-B 電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz 又は四〇六・〇四MHz 及び A 三 X 電波一〇一・五MHz を同時に発射する遭難自動通報設備であつて、A 三 X 電波一〇一・五MHz により送信する遭難自動通報設備の通報は、施行規則第三十六条の二第一項第六号(2)に定める方法により行うものとする。

という記載があるため

7) 経過措置について

(附則・経過措置について)

① 経過措置の 2 項の従前の例の期限の申請期限について

「令和五年十二月三十一日までは、なお従前の例によることができる。」の記載がありますが、この従前の例による具体的な対応の期限については、免許申請の手続きとしては「申請書提出の期限」として頂き、提出された申請は、「船舶にはまだ設置されていない場合」にも従前の例としての対応可能とできる表記を希望します。

経過措置の 4 項の「令和 6 年 1 月 1 日に現に船舶に設置している型式について総務大臣の検定に合格した・・・」の条件に「型式検定を要しない機器（外国の検定、型式承認）」で免許申請した場合にも、「従前の例による」ことができるのか明確に表記を希望します。

令和 5 年 1 0 月 2 3 日

周波数割当計画の一部を変更する告示案
(令和 5 年 1 0 月 2 3 日 諮問第 2 7 号)

[衛星非常用位置指示無線標識等の周波数の追加等に係る制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鳥本係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(渡辺周波数調整官、塚本係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部を変更する告示案 (衛星非常用位置指示無線標識等の周波数の追加等に係る制度整備)

1 諮問の概要

衛星通信を利用した衛星非常用位置指示無線標識 (EPIRB: Emergency Position Indicate Radio Beacon)、航空機用救命無線機 (ELT: Emergency Locator Transmitter) 等は、遭難等の非常時において、コスパス・サーサット (Cospas-Sarsat[※]) 衛星を介して遭難通信を行うビーコンシステムである。

今般、国際海事機関 (IMO) の決議により、同システムに使用可能な周波数等が追加されたことから、我が国においても当該周波数を使用して遭難通信を行えるようにするため、周波数割当計画の一部を変更するものである。

[※]COSPAS-SARSAT (コスパス・サーサット) は、人工衛星によって遭難者を迅速に発見し、救助するための国際協定に基づく政府間機関 (45 の国・地域と 3 つの機関が参加。本部: モントリオール)

2 変更概要

周波数割当表のうち、406MHz を超え 406.1MHz 以下の周波数帯の無線局の使用に関する条件欄に、衛星位置指示無線標識用の周波数として 406.05MHz を追加する。

3 施行期日

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更する。

4 意見募集結果

本件に係る行政手続法 (平成 5 年法律第 88 号) 第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募の手続については、令和 5 年 9 月 15 日 (金) から同年 10 月 16 日 (月) までの期間において実施済みであり、周波数割当計画の変更に関する意見の提出はなかった。

周波数割当計画の一部を変更する告示案について (衛星非常用位置指示無線標識等の周波数の追加等に係る制度整備)

諮問の概要

船舶や航空機が遭難等した際に、コスパス・サーサット(Cospas-Sarsat)衛星を介して自らの位置情報を送信する衛星位置指示無線標識について、今般、国際海事機関(IMO)の決議により、同システムに使用可能な周波数等が追加されたことから、我が国においても当該周波数を使用して遭難通信を行えるようにするため、周波数割当計画の一部を変更するもの。

変更の概要

周波数割当表のうち、406MHzを超え406.1MHz以下の周波数帯の無線局の使用に関する条件欄に、衛星位置指示無線標識用の周波数として**406.05MHzを追加**する。

第2 周波数割当表

第2表 27.5MHz－10000MHz

国内分配(MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
406-406.1 J78 J79	移動衛星(地球から宇宙)	公共業務用 一般業務用	衛星位置指示無線標識用とし、割当ては406.025MHz、406.028MHz、406.031MHz、406.037MHz、406.04MHz 及び406.05MHz に限る。

J78

移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、衛星位置指示無線標識に限る。

J79

この周波数帯を使用する衛星位置指示無線標識に有害な混信を生じさせる可能性のあるいかなる発射も禁止する。

令和5年10月23日

700MHz帯における移動通信システムの普及のための
特定基地局の開設計画の認定
(令和5年10月23日 諮問第28号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鳥本係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(武田課長補佐、松元係長)

電話：03-5253-5893

700MHz 帯における移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画の認定

1 諮問の概要

総務省では、令和 5 年 7 月 31 日、「700MHz 帯における移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画に関する指針（以下「開設指針」という。）の制定」について電波監理審議会に諮問し、原案を相当とする旨の答申を受けた。

これを受けて、開設指針を令和 5 年 8 月 29 日に告示し、同日から同年 9 月 29 日までの間、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 27 条の 14 第 1 項の規定に基づき、770MHz を超え 773MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画（以下「開設計画」という。）の認定の申請を受け付けたところ、1 者（楽天モバイル株式会社）から申請があった。

この申請を審査したところ、当該申請に係る開設計画が電波の公平かつ能率的な利用を確保する上で適切であると認められることから、電波法第 27 条の 14 第 6 項の規定に基づく当該開設計画の認定について諮問するものである。

2 認定内容

答申を受けた場合は、条件を付した上で、楽天モバイル株式会社の開設計画に対して、以下のとおり周波数を指定して認定を行う予定。

770MHz を超え 773MHz 以下の周波数

700MHz帯における移動通信システムの普及のための 特定基地局の開設計画の認定（概要）

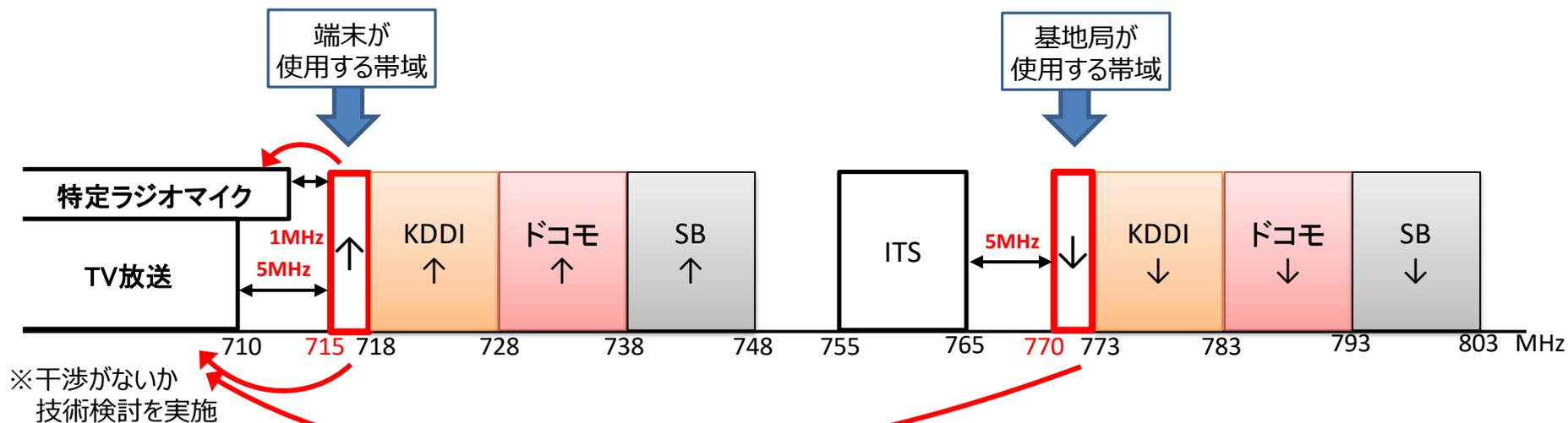
令和5年10月
移動通信課

700MHz帯における3MHzシステムの割当て

- **700MHz帯は、広いエリアカバーが可能ないわゆる「プラチナバンド」**であり、プラチナバンドにおける携帯電話用（4G）周波数の確保に関して選択の幅を広げるため、令和4年11月から情報通信審議会において追加割当てに向けた検討を開始。
- 令和5年8月29日に割当方針（開設指針、技術基準等）を制定するとともに、同年8月29日から9月29日までの間、開設計画の認定申請を受け付けたところ、**楽天モバイル株式会社の1者から申請。**

割当予定の700MHz帯

3MHz × 2 認定期間 10年間



申請者（1者）

- 楽天モバイル株式会社（代表取締役社長 矢澤 俊介）

楽天モバイルが認定申請した開設計画の概要

○ 楽天モバイル株式会社が認定申請した開設計画の概要は、次のとおり。

【開設計画の概要】

●サービス開始日	令和8年3月頃	※ 準備が想定よりも早期に整った場合は、期日より前倒して運用開始
●認定期間終了時の特定基地局の開設計数（全国）	10,661局	
●特定基地局開設料	9億円／年	
●認定期間終了時の人口カバー率（全国）	83.2%	
●認定期間終了時の道路カバー率（全国）	33.5%	
●認定期間終了時の面積カバー率（全国）	14.4%	
●3MHz幅の5G・CA利用に関する国際標準化提案を行う計画	3GPPにおいて標準化活動を実施	
●高周波数帯（sub6・ミリ波）と組み合わせた整備を行う計画	認定期間終了時の基地局（屋外開設数） ・ Sub6（3.7GHz帯）：18,254局 ・ ミリ波（28GHz帯）：9,059局	
●特定基地局の設備投資額（令和15年度末までの累計）	544億円	
●認定の有効期間（10年間）の満了までに単年度黒字を達成する計画	令和8年度に単年度での黒字化	

○ 申請者が1者だったことを踏まえ、申請された計画が、開設指針に定める絶対審査基準に適合しているかを審査。

絶対審査基準		計画の概要
エリア展開	① 認定から10年後までに、各総合通信局管区で人口カバー率を80%以上とする計画を有すること	<ul style="list-style-type: none"> 認定から10年後の人口カバー率が各総合通信局管区で80%以上(全国では83.2%)
設備	② 特定基地局設置場所の確保、設備調達及び設置工事体制の確保に関する計画を有すること	<ul style="list-style-type: none"> 既設基地局に併設予定(設置場所として計画予定数(10,661局)分を確保済み) 置局に当たっては、地域住民へ対面説明や資料配布を実施し、必要に応じて説明会を開催 無線設備は既にLTE/5Gで実績のある調達先等から選定 「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」(昭和62年郵政省告示第73号)、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(令和5年度版)」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成30年12月10日関係省庁申合せ)に留意 基地局工事に伴う騒音等の影響や、基地局設置に伴う景観面に配慮 24時間365日の監視体制や障害時の対応体制の整備やサイバーセキュリティ確保のための取組を実施
	③ 特定基地局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する計画を有すること	
周波数の経済的価値	④ 特定基地局開設料の金額が「 $(281.3 - 0.0114 \times \alpha^*) \div 10 \div 2$ 億円/年」以上であること(ただし、最低額は1億円/年) ※ 開設計画に記載する特定基地局の数	<ul style="list-style-type: none"> 特定基地局開設料は9億円/年(下限額は8億円/年)
財務	⑤ 設備投資等に必要資金調達の計画及び認定の有効期間(10年間)の満了までに単年度黒字を達成する収支計画を有すること	<ul style="list-style-type: none"> 楽天グループ株式会社からの出資金及び借入金、楽天モバイル株式会社における債権流動化並びに銀行借入により資金を調達 令和8年度に単年度での黒字化
コンプライアンス	⑥ 法令遵守、個人情報保護及び利用者利益保護(広告での通信速度及びサービスエリア表示、通信性能による差異のエリアマップ表示等を含む。)のための対策及び当該対策を実施するための体制整備の計画を有すること	<ul style="list-style-type: none"> 社内規定、内部通報窓口等の社内体制の整備やCCO(Chief Compliance Officer)の設置 個人情報保護や利用者利益保護に係る法令やガイドラインの遵守を明記

審査基準に基づく審査結果(2/2)

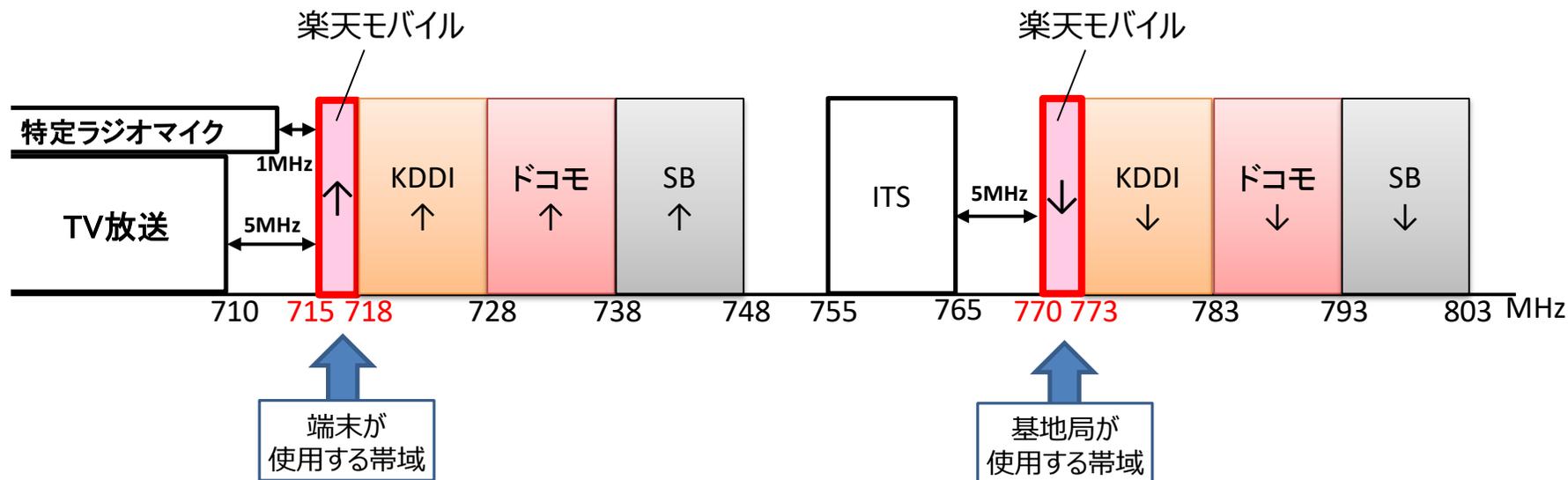
絶対審査基準		計画の概要	
サービス	⑦	MVNOに対する卸電気通信役務又は電気通信設備の接続の方法による特定基地局の利用を促進するための計画を有していること	<ul style="list-style-type: none"> 約款をもとに、「接続」方式及び「卸電気通信役務」方式でのMVNOの利用を促進 MVNOからの個別の要望について、都度協議に応じ、サービスの多様化を促すべく必要な機能を提供
	⑧	提供しようとするサービスについて、利用者の通信量需要に応じ、低廉で、明瞭な、満足できる料金設定を行う計画を有すること	<ul style="list-style-type: none"> 料金・サービスを「ワンプラン」で提供 各種料金等について合理性のない料金設定をしないことを明記
混信対策	⑨	700MHz帯を使用する既存免許人が開設する無線局等との混信その他の妨害を防止するための措置を行う計画を有すること	<ul style="list-style-type: none"> 3GPPに準拠した特定基地局となるよう留意し設備を調達（他の携帯電話システムへの措置） 送信フィルタの挿入やサイトエンジニアリングによる対策を実施（ITSへの措置）
	⑩	地上デジタル放送の受信障害対策を行う計画を有すること	【地上デジタル放送について】
	⑪	地上デジタル放送に混信を与えるおそれがあるエリアに関し、携帯電話端末の送信電力制御を適切に行う計画を有すること	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人700MHz利用推進協会に加入し、受信障害対策を実施 フェムトセル基地局を含む基地局を稠密に開設するエリア設計や陸上移動局の送信電力制御を実施
	⑫	地上デジタル放送や特定ラジオマイクに混信を与えるおそれがあるエリアに関し、基地局を稠密に開設するエリア設計を行う計画を有すること	<ul style="list-style-type: none"> 1.7GHz帯フェムトセル基地局への優先接続や小電力レピータの活用 陸上移動中継局については送信フィルタを挿入し、TV受信系と最低60m以上の離隔距離を確保
	⑬	陸上移動中継局に関し、地上デジタル放送の受信設備や特定ラジオマイクとの離隔距離を確保し、送信フィルタを挿入する計画を有すること	<ul style="list-style-type: none"> 52CHのTV信号を受信する弱電界エリアが増えた場合にも同様の対策を実施
	⑭	小電力レピータ/陸上移動中継局を特定ラジオマイクが使用される場所と同一屋内で使用することを避ける取組に関する計画を有すること	【特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクについて】 <ul style="list-style-type: none"> フェムトセル基地局を含む基地局を稠密に開設するエリア設計 免許人等の関係者に対する事前の情報提供、問い合わせ窓口や混信対策を行うための体制構築 1.7GHz帯フェムトセル基地局への優先接続や小電力レピータの活用 小電力レピータ及び陸上移動中継局については同一屋内での使用を避けるとともに、屋外では送信フィルタを挿入し、最低46m以上の離隔距離を確保 TVホワイトスペースチャンネルリスト掲載施設が増えた場合にも同様の対策を実施
	⑮	基地局開設情報の事前提供、混信等発生時の問合せ窓口の設置を行う計画や、必要な対策を講じる体制を構築する計画を有すること	<ul style="list-style-type: none"> 事業者間の事前協議の実施、混信等防止に関する窓口を設置
その他	⑯	同一グループの企業から複数の申請がないこと	<ul style="list-style-type: none"> 同一グループからの申請なし
	⑰	割当てを受けた事業者が、既存移動通信事業者へ事業譲渡等をしないこと	<ul style="list-style-type: none"> 遵守する旨記載

特定基地局の開設計画の認定

- 審査の結果、申請された計画が、開設指針に定める絶対審査基準に適合していると認められるため、**楽天モバイル株式会社に対し、700MHz帯の周波数を指定して、開設計画の認定を行う。**
- **認定に当たっては、開設指針の趣旨等を踏まえ、条件を付すこととする。**

【特定基地局の開設計画の認定】

- 認定開設者 楽天モバイル株式会社
- 認定の有効期間 認定日から10年間
- 指定周波数 770MHzを超え773MHz以下
- 条件 次ページのとおり



<p>①エリア・サービス展開</p>	<p>1 周波数の特性を活かした広範かつつながりやすい移動通信システムの整備に取り組むとともに、より早期のサービス開始に努めること。</p>
<p>②基地局整備</p>	<p>2 認定を受けた移動通信事業者は自らネットワークを構築して事業展開を図るという原則に従い、基地局の着実な開設に努めること。</p> <p>3 特定基地局の円滑かつ確実な整備のため、基地局の設置場所の確保及び工事業者との協力体制の構築に努めること。</p> <p>4 電気通信事業の確実な運営のため、必要な社内体制の整備に努めること。特に、特定基地局その他電気通信設備の適切な運用のため、無線従事者など必要な技術要員や基地局の開設に必要な人員の確保、配置に努めること。</p>
<p>③電気通信設備に係る安全・信頼性の向上</p>	<p>5 豪雨や地震等での被害による通信障害に鑑み、停電対策・輻輳対策や通信障害の発生防止等の電気通信設備に係る安全・信頼性の向上に努めること。</p>
<p>④サイバーセキュリティ対策</p>	<p>6 情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度版）」（令和5年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部決定）及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意し、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。</p>
<p>⑤財務の健全性確保</p>	<p>7 毎年度の四半期ごとに、財務的基礎に関する事項について、認定された計画の進捗（進捗の見通しを含む。）を示す書類を総務大臣に提出すること。</p> <p>8 競争やマクロ経済の変動に伴う経営環境の変化が生じた場合においても、設備投資、混信防止対策及び安定的なサービス提供のために必要となる資金の確保その他財務の健全性の確保に努めること。</p>

<p>⑥法令等遵守による利用者利益保護</p>	<p>9 電気通信事業の利用者の利益を保護するため、法令等に従うとともに、一層の体制強化に努めること。</p>
<p>⑦接続・卸電気通信役務の提供</p>	<p>10 周波数の割当てを受けていない者に対する電気通信設備の接続、卸電気通信役務の提供その他の方法による特定基地局の利用の促進に努めること。特に、当該者を通じた特定基地局の利用の促進に資するサービスを行った上で、当該サービス提供に必要な、当該者の求めに応じた接続機能の開放、接続料及び卸電気通信役務に関する料金の適正化並びにGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて電氣的に接続する方法による特定基地局の利用の促進に一層努めること。</p>
<p>⑧利用者料金設定</p>	<p>11 携帯電話の利用ニーズに対応した低廉で、明瞭な、満足できる料金設定を行うよう努めること。</p>
<p>⑨混信防止対策</p>	<p>12 既存免許人が開設する無線局等との混信その他の妨害を防止するための措置を確実に講ずること。</p>

(参考)開設指針等

(参考) 絶対審査基準

エリア展開	基準 ①	認定から 10年後までに 、各総合通信局管区で人口カバー率を 80%以上 とする計画を有すること
設備	②	特定基地局設置場所の確保、設備調達及び設置工事体制の確保 に関する計画を有すること※
	③	特定基地局の運用に必要な 電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策 に関する計画を有すること※ ※ 「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」(昭和62年郵政省告示第73号)・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(令和5年度版)」(令和5年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部決定)・「I T 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成30年12月10日関係省庁申合せ)に留意すること。
周波数の経済的価値	④	特定基地局開設料の金額が「 (281.3 - 0.0114 × α*) ÷ 10 ÷ 2億円 / 年 」以上であること(ただし、 最低額は1億円 / 年) ※ 開設計画に記載する特定基地局の数
財務	⑤	設備投資等に 必要な資金調達の計画 及び 認定の有効期間(10年間)の満了までに単年度黒字 を達成する収支計画を有すること
コンプライアンス	⑥	法令遵守、個人情報保護及び利用者利益保護 (広告での通信速度及びサービスエリア表示、通信性能による差異のエリアマップ表示等を含む。)のための 対策及び当該対策を実施するための体制整備 の計画を有すること
サービス	⑦	MVNOに対する卸電気通信役務又は電気通信設備の接続の方法による特定基地局の利用を促進 するための計画を有していること
	⑧	提供しようとするサービスについて、利用者の通信量需要に応じ、 低廉で、明瞭な、満足できる料金設定を行う計画 を有すること
混信対策	⑨	700MHz帯を使用する既存免許人が開設する無線局等との 混信その他の妨害を防止するための措置 を行う計画を有すること
	⑩	地上デジタル放送の受信障害対策 を行う計画を有すること
	⑪	地上デジタル放送に混信を与えるおそれがあるエリアに関し、 携帯電話端末の送信電力制御 を適切に行う計画を有すること
	⑫	地上デジタル放送や特定ラジオマイクに混信を与えるおそれがあるエリアに関し、 基地局を稠密に開設するエリア設計 を行う計画を有すること
	⑬	陸上移動中継局に関し、地上デジタル放送の受信設備や特定ラジオマイクとの 離隔距離を確保し、送信フィルタを挿入 する計画を有すること
	⑭	小電力レピータ/陸上移動中継局を 特定ラジオマイクが使用される場所と同一屋内で使用することを避ける取組 に関する計画を有すること
	⑮	基地局開設情報の事前提供、混信等発生時の問合せ窓口の設置 を行う計画や、 必要な対策を講じる体制を構築 する計画を有すること
その他	⑯	同一グループの企業から複数の申請がないこと
	⑰	割当てを受けた事業者が、 既存移動通信事業者へ事業譲渡等 をしないこと

(参考)比較審査基準の審査項目と配点

- 本開設指針では、「エリア展開」、「公平性・競争促進」、「周波数の経済的価値」、「高度化」の4つのカテゴリに分けて比較審査項目を設けている。
- 配点は、各項目24点を基本とし、「エリア展開」のみ、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」(改訂版)において道路カバー率に関する整備目標が新たに設定されたことを踏まえ、道路カバー率を比較審査項目に追加するとともに、他のカテゴリよりも4点配点を高くして28点としている。

カテゴリ	審査項目		カテゴリの配点	審査項目の配点
I エリア展開	A	認定から 10年後 における全国の 特定基地局の開設数 がより多いこと	28点	12点
	B	認定から 10年後 における全国の 人口カバー率 がより大きいこと		12点
	C	認定から 10年後 における全国の 道路カバー率 がより大きいこと		4点
II 公平性・競争促進	D	いわゆるプラチナバンドの割当て を受けていないこと	24点	24点
III 周波数の経済的価値	E	特定基地局開設料の金額 がより大きいこと	24点	24点
IV 高度化	F	3MHz幅の 5G・CA利用 に関する 国際標準化提案 を行うこと	24点	12点
	G	高周波数帯(sub6・ミリ波) と 組み合わせた整備 をより行うこと		12点
以下、基準 A～G を審査した結果として、総合点が同じ申請者が存在する場合に実施				
その他	H	認定から 10年後 における全国の 面積カバー率 がより大きいこと	4点	4点

(参考)比較審査基準及び評価の判定方法

カテゴリ	審査項目		判定方法
I	A	認定から 10年後 における全国の 特定基地局の開設数 がより多いこと	10年後の全国の 特定基地局数 を 三桁単位まで比較評価
	B	認定から 10年後 における全国の 人口カバー率 がより大きいこと	10年後の全国の 人口カバー率 を 一桁単位まで比較評価
	C	認定から 10年後 における全国の 道路カバー率 がより大きいこと	10年後の全国の 道路（国道・高速道路）カバー率 を 一桁単位まで比較評価
II	D	いわゆるプラチナバンドの割当てを受けていないこと	申請者がいわゆる プラチナバンドの割当てを受けていない場合は最高点 。 割当てを受けている場合は配点なし（0点） 。
III	E	特定基地局開設料の金額 がより大きいこと	特定基地局開設料の額（一億円単位で記載）と絶対審査基準の額との「差」を比較評価
IV	F	3 MHz幅の 5G・CA利用に関する国際標準化提案 を行うこと	3 MHz幅の5G・CA利用に関する国際標準化提案を行うか否かを評価 。 ただし、 国際標準化提案を行わない者については、配点なし（0点） 。
	G	高周波数帯（sub6・ミリ波）と組み合わせた整備 をより行うこと	高周波数帯（sub6・ミリ波）と組み合わせた具体的な整備計画を有していること 。当該計画を有している場合は、10年後の全国の 高周波数帯の基地局数 を 三桁単位まで比較評価 。当該計画を有していない場合は、 配点なし（0点） 。
以下、基準 A～Gを審査した結果として、総合点が同じ申請者が存在する場合に実施			
その他	H	認定から 10年後 における全国の 面積カバー率 がより大きいこと	10年後の全国の 面積カバー率 を 優位が判定できるまで小数点以下を含めて比較評価 。

○ 比較審査の配点方式は、以下のとおりとする。

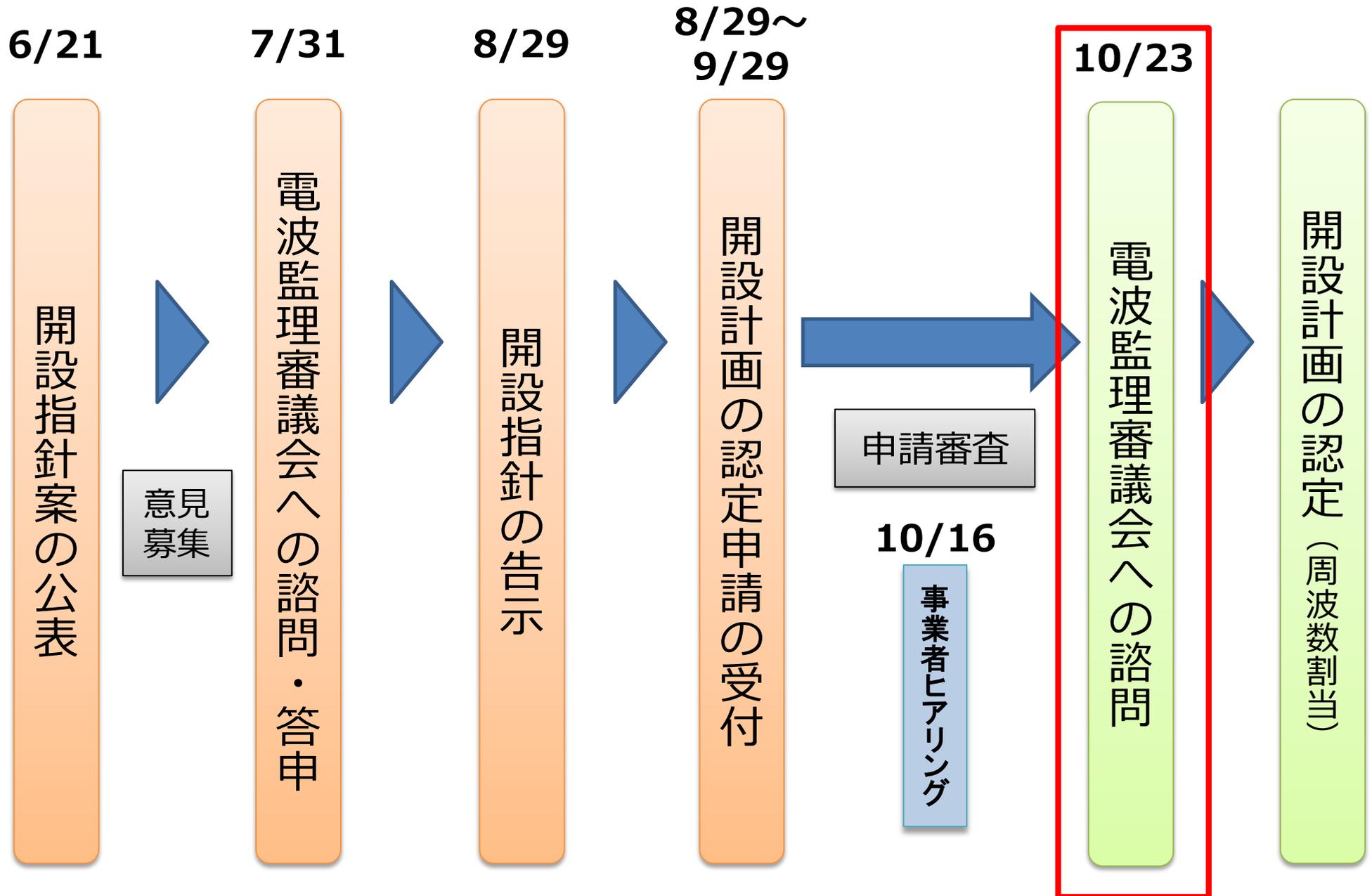
- ・ A～C、E 及び H : 等分配点方式
- ・ D : いわゆるプラチナバンドの割当てを受けていない場合は最高点、割当てを受けている場合は 0 点
- ・ F : 計画を有している場合は最高点、有していない場合は 0 点
- ・ G : 計画を有している場合は等分配点方式。有していない場合は 0 点

等分配点方式

1位を最高点(y)とし、順に2位は最高点(y) × (n-1) / n、3位は最高点(y) × (n-2) / n・・・と得点を付与する方式(申請者数n)

1位	2位	3位	～	最下位
y点	$y \times \frac{n-1}{n}$ 点	$y \times \frac{n-2}{n}$ 点		$y \times \frac{1}{n}$ 点

例) 申請者数4、最高点が16点の場合
1位から順に、16点、12点、8点、4点



令和5年10月23日

中波放送、短波放送、超短波放送及びテレビジョン放送を行う地上基幹放
送をする無線局の再免許
短波放送（国際放送）を行う地上基幹放送をする無線局の再免許
（令和5年10月23日 諮問第29号、30号）

（連絡先）

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

（松田課長補佐、鳥本係長）

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局地上放送課（再免許全般）

（竹村課長補佐、高木主査、田中係長、吉原
係長）

電話：03-5253-5793

総務省情報流通行政局地上放送課（AM局の運用休止に係
る特例措置）

（矢野課長補佐、川口主査）

電話：03-5253-5791

総務省情報流通行政局国際放送推進室（地上基幹放送局
（日本放送協会の短波放送に限る）の再免許）

（根岸課長補佐、堂上係長、中村係長）

電話：03-5253-5777

総務省情報流通行政局放送技術課（再免許に係る技術的事
項）

（近藤課長補佐、西森課長補佐、茂呂係長、
塚田主査、中村係長、永井係長）

電話：03-5253-5785、03-5
253-5786

令和5年地上基幹放送局の再免許について

【諮問第29号】

中波放送、短波放送、超短波放送及びテレビジョン放送を行う地上基幹放送局の再免許

【諮問第30号】

短波放送（国際放送）を行う地上基幹放送をする無線局の再免許

令和5年地上基幹放送局の再免許

地上基幹放送局の免許の有効期間は原則5年であり、現行の免許は、本年10月31日をもって満了する（コミュニティ放送を行う地上基幹放送局を除く。）ことから、本年5月1日から7月31日までの間、再免許等の申請を受け付けたところ、日本放送協会、民間地上基幹放送事業者195者等から再免許に係る申請があった。

このうち、電波監理審議会への必要的諮問事項である地上基幹放送を行う無線局（親局）の再免許について、審査の結果、関係法令に適合しているものと認められることから、下記のとおり、諮問する。

記

1 諮問に係る地上基幹放送局（親局）

種別	事業者別		民間地上基幹放送事業者
	日本放送協会		
	総合	教育	
中波放送	34局	1局	47局（47者）※
短波放送	1局（国際放送）		1局（1者）
超短波放送	47局		51局（50者）
テレビジョン放送	44局	1局	127局（127者）
合計	128局		226局（194者）

※ 中波放送を行う民間地上基幹放送事業者47者のうち、31者はテレビジョン放送兼営社。

【参考】 諮問を要しない地上基幹放送局等

① 中継局

種別	事業者別	日本放送協会		民間地上基幹放送事業者
		総合	教育	
中波放送		190局	139局	208局(38者)
短波放送		—		1局(1者)
超短波放送		485局		239局(49者)
テレビジョン放送		2,170局	2,184局	7,547局(127者)
合計		5,168局		7,995局(186者)

② 中波放送を補完する中継局 (FM補完中継局)

種別	事業者別	日本放送協会		民間地上基幹放送事業者
		総合	教育	
超短波放送 (主たる補完中継局)		—	—	47局(47者)
超短波放送 (その他補完中継局)		58局	5局	129局(27者)
合計		63局		176局(47者)

③ 超短波文字多重放送局・受信障害対策中継放送局

種別	事業者別	地上基幹放送事業者	地方公共団体 共同受信組合等
		一般財団法人道路交通情報通信システムセンター	
超短波文字多重放送		521局	—
受信障害対策中継放送		—	1,009局 (179団体)
合計		521局	1,009局 (179団体)

④ 衛星基幹放送局 (基幹放送局提供事業者)

種別	事業者別	株式会社放送衛星システム (BS放送)	スカパーJ SAT株式会社 (東経110度CS放送)
超高精細度テレビジョン放送		1局	1局
高精細度テレビジョン放送		2局	1局
標準テレビジョン放送		2局	1局
超短波放送		2局	0局
データ放送		2局	1局
合計		9局	4局

※ ④は地上基幹放送局ではないが、参考情報として記載。

2-1 審査結果の概要

【中波放送、短波放送、超短波放送及びテレビジョン放送を行う地上基幹放送局の再免許】

各申請者の申請内容に係る審査結果の概要は以下のとおり。

(1) 欠格事由に該当しないことの審査

〔電波法第5条関係〕

各申請について、電波法(昭和25年法律第131号)第5条の規定に基づき、「外国性の有無」等の欠格事由に該当しないことについて審査した結果、全ての申請について、欠格事由に該当していないものと認められる。

(2) 技術基準への適合性等について

〔電波法第7条第2項第1号、第2号、第3号、第4号イ関係〕

電波法第7条第2項第1号、第2号、第3号及び第4号イ、電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)第3条(1)、(2)、(3)、(9)、第4条及び別紙1第2並びに放送法関係審査基準(平成23年総務省訓令第30号)第3条(6)及び(7)の規定に基づき、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備について、放送法(昭和25年法律第132号)第111条第1項の総務省令で定める技術基準及び第121条第1項の総務省令で定める技術基準への適合性、周波数の割当て可能性、業務を維持するに足りる技術的能力の有無等について変更はなく、適当であると認められる。

(3) 業務を維持するに足りる経理的基礎の有無について

〔電波法第7条第2項第3号関係〕

各申請について、電波法第7条第2項第3号、電波法関係審査基準第3条(8)並びに放送法関係審査基準第3条(4)及び(5)の規定に基づき、業務を維持するに足りる経理的基礎の有無について審査を行うとともに、経営状況が厳しい申請者については、電波法第7条第6項の規定に基づき、追加資料の提出を求め、補足説明の聴取を行った。

その結果、各申請者の事業収支計画の内容は、いずれも適正かつ合理的なものであり、全ての申請について、業務を維持するに足りる経理的基礎があるものと認められる。

(4) 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準への適合性について

〔電波法第7条第2項第4号ロ関係〕

各民間地上基幹放送事業者からの申請について、放送法第93条第1項第5号、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準

の特例に関する省令（平成27年総務省令第26号。以下「自由享有基準」という。）第8条から第14条まで及び放送法関係審査基準第3条(8)～(10)の規定に基づき、出資状況及び役員の兼職状況の自由享有基準への適合性について審査を行った。

審査の結果、全ての申請者が放送法第93条第1項第5号に規定する要件のいずれにも該当しない、又は同号ただし書の「基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されることが妨げられないと認められる場合」として自由享有基準第8条から第14条までに規定する特例に該当する。

よって、全ての申請について、適合しているものと認められる。

(5) 基幹放送普及計画への適合性について

[電波法第7条第2項第4号ハ関係]

① 放送番組の種別ごとの放送の状況（放送番組調和）

【総合放送】

テレビジョン放送（日本放送協会及び民間地上基幹放送事業者の総合放送）、中波放送（日本放送協会の総合放送）及び超短波放送（日本放送協会の総合放送）について、基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）第2の1(1)並びに放送法関係審査基準別紙1の1(5)及び(6)の規定に基づき、目的別放送時間の割合に係る基準への適合性について審査を行った。

審査の結果、全ての申請について、教育番組、教養番組、報道番組、娯楽番組の放送がいずれも行われ、かつ、テレビジョン放送については、教育番組が10%以上、教養番組が20%以上確保される計画となっており、適合しているものと認められる。

【教育放送】

テレビジョン放送（日本放送協会の教育放送）及び中波放送（日本放送協会の教育放送）について、放送法関係審査基準別紙1の2の規定に基づき、目的別放送時間の割合に係る基準への適合性について審査を行った。

審査の結果、いずれも教育番組の放送時間が50%以上を占めるものであり、かつ、残りの放送時間の大部分が教養番組によって占められる計画となっており、適合しているものと認められる。

また、教育番組及び教養番組の比率について、平成30年再免許においては、日本放送協会及び民間地上基幹放送事業者のテレビジョン放送の総合放送については「教育番組10%以上、教養番組20%以上を確保すること」、日本放送協会のテレビジョン放送の教育放送については「教育番組75%以上、教養番組15%以上を確保すること」を条件として付しているところ、申請書類より、これらの条件が満たされていることを確認している。

② 災害放送の充実

日本放送協会及び各民間地上基幹放送事業者からの申請について、基幹放送普及計画第2の1(3)及び放送法関係審査基準別紙1の9の規定に基づき、災害放送を確実に実施するための体制の確保について審査を行った。

審査の結果、全ての申請について、災害放送に関する責任者、連絡系統、要員等の実施体制を定めているとともに、災害放送の実施要領等を定めており、適合しているものと認められる。また、放送事業者においては、異業種を含む事業者間連携によるライフライン情報や災害関連情報等の共有、系列共通の対応マニュアル等の策定、系列内・外の放送事業者による訓練等を実施するなど、災害放送の充実に向けた取組が進んでいるものと認められる。

③ その他の審査事項

各申請について、基幹放送普及計画第2の1(2)、(4)～(7)等の規定に基づき、「地域との結びつきの確保」等について審査を行った結果、全ての申請について、適合しているものと認められる。

(6) 放送の普及及び健全な発達のために適切であることの審査

[電波法第7条第2項第4号ハ関係]

① 視聴覚障害者向け放送の充実

テレビジョン放送に係る各申請について、放送法関係審査基準別紙1の5の規定に基づき、字幕放送番組及び解説放送番組ができる限り多く設けられる計画であるかについて審査を行った。

審査の結果、全ての申請について、総務省が平成30年2月に策定・公表した「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」に定める目標を踏まえ、字幕放送番組及び解説放送番組をできる限り多く設け、視聴覚障害者向け放送の充実に向けた計画を定めているものと認められる。

② 放送番組の編集の基準等

各申請について、放送法関係審査基準別紙1の6の規定に基づき、放送番組の編集及び放送に係る基準への適合性について審査を行った。

審査の結果、全ての申請について、番組基準を定め、その基準に従って放送番組を編集し、放送を行う計画となっており、適合しているものと認められる。

③ その他の審査事項

各申請について、放送法関係審査基準別紙1の1(1)～(4)、2、7、8、10～14、16の規定に基づき、「放送番組審議機関の設置」等について審査した結果、全ての申請について、適合しているものと認められる。

(7) 基幹放送局の開設の根本的基準への適合性の審査

[電波法第7条第2項第7号関係]

各申請について、基幹放送局の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第21号）第3条、第5条から第9条までの規定に基づき、「既設局等への妨害排除」等について審査した結果、全ての申請について、適合しているものと認められる。

2-2 審査結果の概要

【日本放送協会所属短波放送局（国際放送）の再免許】

(1) 欠格事由に該当しないことの審査

〔電波法第5条関係〕

各申請について、電波法第5条の規定に基づき、「外国性の有無」等の欠格事由に該当しないことについて審査した結果、全ての申請について、欠格事由に該当していないものと認められる。

(2) 技術基準への適合性等について

〔電波法第7条第2項第1号、第2号、第3号、第4号イ関係〕

申請について、電波法第7条第2項第1号、第2号、第3号及び第4号イ、電波法関係審査基準第3条(1)、(2)、(3)、(9)、第4条及び別紙1第2並びに放送法関係審査基準第3条(6)及び(7)の規定に基づき、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備について、放送法第111条第1項の総務省令で定める技術基準及び第121条第1項の総務省令で定める技術基準への適合性、周波数の割当て可能性、業務を維持するに足る技術的能力の有無等について変更はなく、適合しているものと認められる。

(3) 業務を維持するに足る経理的基礎の有無について

〔電波法第7条第2項第3号関係〕

申請について、電波法第7条第2項第3号、電波法関係審査基準第3条(8)並びに放送法関係審査基準第3条(4)及び(5)の規定に基づき、業務を維持するに足る経理的基礎の有無について審査を行ったところ、適合しているものと認められる。

(4) 放送の普及及び健全な発達のために適切であることの審査

〔電波法第7条第2項第4号ハ関係〕

① 国際放送番組の編集の基準等

申請について、放送法関係審査基準別紙1の18の規定に基づき、放送番組の編集及び放送に係る基準への適合性について審査を行ったところ、適合しているものと認められる。

② その他の審査事項

申請について、放送法関係審査基準別紙1の14、18の規定に基づき、「国際放送番組審議機関の設置」等について審査を行ったところ、適合しているもの

と認められる。

(5) 基幹放送局の開設の根本的基準への適合性の審査

[電波法第7条第2項第7号関係]

申請について、基幹放送局の開設の根本的基準第4条、第5条、第8条及び第9条の規定に基づき、「既設局等への妨害排除」等について審査を行ったところ、適合しているものと認められる。

3 諮問の概要

上記審査結果を踏まえ、本年11月1日付けで以下のとおり再免許を行うことについて諮問する。

なお、これらの地上基幹放送局については、以下の旨の条件を付すこととするほか、それぞれの地上基幹放送局の種別ごとに条件を付すこととする。

- ・「電波法及び放送法の一部を改正する法律により実効性の確保等の観点から見直された外資規制について、免許を受けることができない者となっていないことの確認及び変更の届出等の手続を遺漏なく行うこと。」
- ・「電波法による検査を受検する際に登録点検が実施される場合には、法律で定められている手続であるということを踏まえ、適切な体制を整えた上で対応すること。」

(1) 民間地上基幹放送事業者

○ 中波放送（AM放送）を行う地上基幹放送局：47局（47者）

47者から、中波放送を行う地上基幹放送局の再免許の申請があり、審査した結果、いずれも電波法第7条第2項各号の規定に適合しているものと認められるので、再免許を行う。

なお、上記の再免許に当たって、AM局の運用休止に係る特例措置の申請希望を行った者のうち、当該特例措置の適用を行うことが適当と認められる者については、「令和5年11月1日から令和7年1月31日までの間における、AM局の6か月以上の運用休止を行う際には、「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針（令和5年3月9日公表）」に示した要件を充足するようにすることとし、その場合において、電波法第76条第4項第1号の規定に該当しないものとして取扱う」旨の条件を付すこととする。詳細は別紙のとおり。

○ 短波放送を行う地上基幹放送局：1局（1者）

株式会社日経ラジオ社から、同社所属短波放送を行う地上基幹放送局の再免許の申請があり、審査した結果、電波法第7条第2項各号の規定に適合しているものと認められるので、再免許を行う。

なお、当該者は、3000kHz帯、6000kHz帯及び9000kHz帯の3種類の周波数を2波ずつ使用しているところ、上記の再免許に当たっては、「3945kHz、6115kHz及び9760kHzの周波数を使用して放送を行う際は、3925kHz、6055kHz及び9595kHzの一連の周波数によって行われる放送の内容を補完するために行う放送に使用すること。」、「3945kHzの周波数を使用して放送を行う際、外国の無線局に混信を与えることとなった場合には、別に指示する措置を講ずること。」及び「50kW送信機が故障等により使用不能のため予備送信機を使用する場合の空中線電力は、10kWとする。この場合、「減力して放送している。」旨の放送を

行うこと。」旨の条件を付すこととする。

○ 超短波放送を行う地上基幹放送局： 51局（50者）

50者から、超短波放送を行う地上基幹放送局の再免許の申請があり、審査した結果、いずれも電波法第7条第2項各号の規定に適合しているものと認められるので、再免許を行う。

○ テレビジョン放送を行う地上基幹放送局： 127局（127者）

127者から、テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の再免許の申請があり、審査した結果、いずれも電波法第7条第2項各号の規定に適合しているものと認められるので、再免許を行う。

なお、上記の再免許に当たっては、電波法第104条の2第1項の規定に基づき、テレビジョン放送を行う地上基幹放送局については「放送番組の編集及び放送に当たっては、教育番組10%以上、教養番組20%以上を確保する」旨の条件を付すこととする。

(2) 日本放送協会

日本放送協会から、同協会所属中波放送、短波放送（国際放送）、超短波放送及びテレビジョン放送を行う地上基幹放送局の再免許の申請があり、審査した結果、いずれも電波法第7条第2項各号の規定に適合しているものと認められるので、再免許を行う。

なお、上記の再免許に当たっては、テレビジョン放送（総合放送）を行う地上基幹放送局については「放送番組の編集及び放送に当たっては、教育番組10%以上、教養番組20%以上を確保する」旨の条件を、テレビジョン放送（教育放送）を行う地上基幹放送局については「教育番組75%以上、教養番組15%以上を確保する」旨の条件を付すこととする。

AM局の運用休止に係る特例措置について

1 概要

総務省では、ラジオ事業者の厳しい経営状況を踏まえ、ラジオ事業者が、経営判断として運営負担の大きいAM局を休止し、負担の小さいFM局に転換した場合の影響を検証するため、6か月以上の期間AM局の運用を休止することを可能とする特例措置を設けることとし、その内容や要件、手続等について「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針（2023年3月9日）」に示している。

適用に当たっての主な要件は以下のとおり。

- ① AM局を運用休止しても、放送エリアを最大限維持できるように努めること。世帯・エリアカバー率を最大限維持するために、新たなFM中継局の整備や既存のFM補完中継局の運用を可能な限り行うこと。
- ② 運用休止日の遅くとも3か月前から、住民への周知広報を行うとともに、問合せ窓口を設置すること。

2 特例措置の適用希望を伴う申請をした事業者

13社38局（次頁参照）について特例措置の適用希望を伴う申請があった。

3 特例措置適用の適否

- ① ②以外のAM局（34局）

特例措置の適用を受けるための要件を全て満たしていると認められるため、「適」とする。

- ② 東海ラジオ放送株式会社のAM局のうち、高山局、尾鷲局、熊野局及び神岡局（4局）申請のあったAM局でカバーしている世帯について、

- ・ FM補完中継局、CATVによる再放送又は他のAM局のいずれかによってもカバーされていない（今後カバーされることが確実でない）AM局
- ・ 他のAM局で十分カバーできないにもかかわらず、FM補完中継局が整備されていない（整備される予定がない）AM局

については、運用休止前の世帯・エリアカバー率が最大限維持できるよう特例適用局を適切に選定しているとは認められないため、「不適」とする。

4 今後の対応

「適」としたAM局について、次の条件を付すこととする。

- 令和5年11月1日から令和7年1月31日までの間における、AM局の6か月以上の運用休止を行う際には、「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針（令和5年3月9日公表）」に示した要件を充足するようにすること。その場合は、電波法第76条第4項第1号の規定に該当しないものとして取扱う。
- なお、当該期間終了後、更に運用休止が必要と認められる場合においても、同じ取扱いとする。

・特例措置の適用希望を伴う申請をした事業者

事業者名	特例措置を申請した局（下線は「適」とする予定の局）
株式会社アイビーシー岩手放送	<u>田野畑局</u>
株式会社茨城放送	<u>土浦局</u>
	<u>関城局</u>
株式会社新潟放送	<u>長岡局</u>
	<u>柏崎局</u>
北陸放送株式会社	<u>七尾局</u>
	<u>山中局</u>
	<u>輪島局</u>
福井放送株式会社	<u>敦賀局</u>
	<u>小浜局</u>
東海ラジオ放送株式会社	<u>下呂局</u>
	<u>恵那局</u>
	<u>高山局</u>
	<u>神岡局</u>
	<u>上野局</u>
	<u>尾鷲局</u>
	<u>熊野局</u>
	<u>新城局</u>
	<u>豊橋局</u>
山口放送株式会社	<u>須佐田万川局</u>
	<u>萩局</u>
	<u>山口局</u>
	<u>岩国局</u>
	<u>下関局</u>
	<u>周南局</u>
南海放送株式会社	<u>新居浜局</u>
	<u>宇和島局</u>
	<u>八幡浜局</u>
RKB毎日放送株式会社	<u>行橋局</u>
九州朝日放送株式会社	<u>行橋局</u>
長崎放送株式会社	<u>佐賀局</u>
	<u>唐津局</u>
	<u>伊万里局</u>
	<u>有田局</u>
株式会社熊本放送	<u>荒尾局</u>
株式会社南日本放送	<u>阿久根局</u>
	<u>川内局</u>
	<u>大口局</u>

2023（令和5）年3月9日

AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針

民間AMラジオ放送事業者が、経営判断として基幹放送局（親局¹）のAM放送（中波放送）からFM放送（超短波放送）への変更（以下「FM転換」という。）及びFM転換を伴わないAM放送を行う基幹放送局（中継局²）の廃止（以下「AM局廃止」という。）を検討するに当たって、その社会的影響、特に聴取者への影響を最小限にする観点から、先だって一定期間のAM局の運用休止を行うことを可能とするため、2023年11月に予定される放送事業者の再免許時に特例措置を設けることとしている。本基本方針は、当該特例措置の内容やその適用を受けるための要件、手続等を示すものである。

^{1, 2} ここでいう「親局」は放送法施行規則第103条第1号に規定する「親局」を、また、「中継局」は同条第2号に規定する「プラン局」及び同条第3号に規定する「その他の中継局」を指す。

【参考】放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）（抜粋）
（定義）

第百三条 この款において使用する用語は、次の定義に従うものとする。

- 一 「親局」とは、放送対象地域ごとの放送系のうち最も中心的な機能を果たす基幹放送局であつて、基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の表に掲げる親局のことをいう。
- 二 「プラン局」とは、親局以外の基幹放送局のうち、基幹放送用周波数使用計画の表に掲げる中継局のことをいう。
- 三 「その他の中継局」とは、親局及びプラン局以外の基幹放送局をいう。

1 AM局の運用休止に係る特例措置

F M転換及びAM局廃止を検討する民間AMラジオ放送事業者において、一定の要件を満たす場合には、6か月以上に及ぶAM局の運用休止を行っても、電波法(昭和25年法律第131号)第76条第4項第1号の規定に該当しないものとして取り扱う³こととする。

2 特例措置の適用期間

- ①特例措置の適用期間は、2023年11月1日から2025年1月31日までとする。ただし、特例措置の適用期間の終了後、特例措置の適用を受ける民間AMラジオ放送事業者(以下「特例措置適用事業者」という。)が当該適用期間の延長を希望するときは、総務省が必要と認める場合に、当該適用期間を延長することができる。
- ②特例措置の適用を受けるAM局(以下「特例適用局」という。)の運用休止は、2024年2月1日以降に開始し、特例措置の適用期間内に終了すること。

³ 無線局の運用を1か月以上休止する場合は、電波法第16条第2項に基づき、総務大臣に対して無線局の運用休止に関する届出を行うことが必要となる。また、正当な理由がないのに運用休止期間が6か月以上となる場合、同法第76条第4項第1号に規定する免許取消事由に該当する。

【参考】電波法(昭和25年法律第131号)(抜粋)

(運用開始及び休止の届出)

第十六条 (略)

2 前項の規定により届け出た無線局の運用を一箇月以上休止するときは、免許人は、その休止期間を総務大臣に届け出なければならない。休止期間を変更するときも、同様とする。

第七十六条 (略)

4 総務大臣は、免許人(包括免許人を除く。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き六月以上休止したとき。

3 特例措置の適用を受けるための要件

民間AMラジオ放送事業者が本特例措置の適用を受けるに当たっては、以下の要件を満たすことを求めることとする。

(1) 特例適用局が適切に選定されていること

当該事業者の放送区域⁴内において、特例措置により特例適用局の運用休止を行ったとしても、運用休止前の世帯・エリアカバー率が最大限維持できるよう、特例適用局を適切に選定すること。

このため、特例適用局の運用休止に当たっては、新たなFM中継局の整備⁵や既存のFM補完中継局の運用、さらにはケーブルテレビによる再送信の実施を可能な限り行うこと。

上記対応を行ってもなお、当該事業者が提供するラジオ放送が聴取できなくなる地域については、聴取するための代替手段を提示すること。

なお、特例措置の適用を受けるための手続（4参照）において、以下のデータを総務省に提出すること。

ア 運用休止前における、放送対象地域に対する全AM局及び特例適用局によるそれぞれの世帯カバー率。

イ 放送対象地域における、運用休止前の特例適用局による世帯数に対し、特例適用局の放送区域におけるFM局（特例措置の適用期間中に新設を計画するFM局を含む。以下同じ。）及び特例適用局の放送を再送信するケーブルテレビ（FM局の放送区域と重複する地域を除く。以下同じ。）による世帯数を加算したものの比率。

ウ 放送対象地域における、運用休止前の全AM局による世帯数に対し、特例適用局（複数局ある時は全ての特例適用局）を除く残りのAM局による世帯数に、特例適用局の放送区域におけるFM局及び特例適用局の放送を再送信するケーブルテレビによる世帯数を加算したものの比率。

⁴ 当該事業者の放送対象地域内に限る。以下同じ。

⁵ 現在のFM補完中継局の整備は、AM局の放送区域における難聴対策等に限定されているが、この範囲を拡大し、休止を予定するAM局等の放送区域をカバーすることを目的として新たなFM中継局の開設が可能になるよう、制度整備を行うことを検討している。

(2) 特例適用局の運用休止の影響を受ける住民への周知広報を行うこと

特例適用局の運用休止に関する周知広報を、少なくとも当該事業者のラジオ放送、運用休止について記載した書面の当該事業者の各事務所への備置き及び当該事業者のホームページの3媒体⁶により、特例適用局の運用休止開始日の遅くとも3か月前から実施すること⁷。

特に、当該事業者が提供するラジオ放送が聴取できなくなる地域の住民に対しては、前述の周知広報に加え、(1)で示すこととしている代替手段について周知を行い、十分な理解が得られるよう、丁寧な説明やよりきめ細かな対応を行うこと。

なお、特例措置の適用期間の終了後に特例適用局を廃止する可能性がある旨も併せて周知広報を行うこと。

⁶ その他の広報媒体として、特例適用局の放送区域の自治体広報誌等も考えられる。

⁷ 総務省においても、特例措置の適用を受けたAM局の運用休止に関するホームページを作成し、周知広報を行うことを検討している。

(3) 地方公共団体等への周知及び災害時の対応に関する調整を行うこと

ア 特例適用局の運用休止に伴い、当該事業者が提供するラジオ放送が聴取できなくなる地域が生じる地方公共団体等⁸に対して、適切な周知を行うこと。

イ 災害時のラジオ放送の対応についての取決めがある地方公共団体⁹に対し、特例適用局の運用休止に関して説明の上、大規模災害発生時等における対応について、運用休止する特例適用局の運用再開や再休止等も含めた必要な調整を行うこと。

ウ 災害時の対応について、特例適用局の運用休止により当該事業者が提供するラジオ放送が聴取できなくなる地域が生じる地方公共団体に対し、上

⁸ ここでいう「当該事業者が提供するラジオ放送が聴取できなくなる地域が生じる地方公共団体等」には、AM放送の再送信を行っている関係者（道路関係者やケーブルテレビ事業者等）を含む。

⁹ ここでいう「災害時のラジオ放送の対応についての取決めがある地方公共団体」は、

- ・災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 6 項に基づいて指定地方公共機関として自社を指定している都道府県
- ・同法第 57 条（第 61 条の 3 において準用する場合を含む。）に規定する警報の伝達等のための通信設備の優先利用等に係る同法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 22 条に規定する手続を定めている都道府県又は市町村

の 2 類型とする。

【参考】災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

六 指定地方公共機関 （略）都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。

（警報の伝達等のための通信設備の優先利用等）

第五十七条 前二条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、（略）放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め（略）ることができる。

【参考】災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）（抜粋）

（通信設備の優先利用等）

第二十二條 都道府県知事又は市町村長は、法第五十七条（法第六十一条の三において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により（略）基幹放送事業者に放送を行うことを求め（略）るときは、あらかじめ（略）放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者（略）と協議して定めた手続により、これを行わなければならない。

記イと同様の調整を行うこと。

(4) 問合せ窓口を設置すること

特例適用局の運用休止に関する問合せ（例：運用休止スケジュール、受信障害等）に対応する窓口について、その連絡手段（電話又はメール）、対応時間帯等を検討し、特例適用局の運用休止期間の開始日から遅くとも3か月前から設置すること¹⁰。

(5) 特例適用局の運用休止の方法を選定すること

特例適用局の運用休止の方法を以下の3つの方法から選定すること。

ア 特例措置の適用期間中のある時点で直ちに放送を休止。

イ 特例措置の適用期間中において、空中線電力を段階的に減力した後に放送を休止。

ウ 上記のほか、特例措置の適用期間中に定期的に繰り返し一定期間放送を休止。

(6) 特例適用局の運用休止による影響を検証すること

特例措置の適用期間中、特例適用局の運用休止の影響に係る以下の内容について検証すること。なお、出水期や融雪期等での影響等について十分検証することができるように、運用休止期間は最低6か月とする。

ア 特例適用局の運用休止の影響を受ける地域の住民・地方公共団体等の認知及び理解。

イ 特例措置適用事業者の経営基盤強化への影響及び効果。

(7) 特例適用局の運用休止に関する報告書を作成すること

(6)の検証結果その他以下の内容を盛り込んだ報告書を作成し、特例適用局の運用休止期間の終了後、可能な限り1か月以内に総務省に提出すること。

ア 運用休止期間中に世帯・エリアカバー率を最大限維持するために講じた方策。

イ 特例適用局の運用休止期間中に問合せ窓口等に寄せられた問合せ、意見、苦情等の内容及びそれらへの対応、その他発生したトラブルや課題の内容及びそれらへの対応等。

ウ 特例適用局の放送区域内の地方公共団体や住民等に対するアンケート調査結果。

¹⁰ 総務省においても、特例措置実施に関する問合せへの対応を行うことを検討している。

- なお、アンケート項目については、総務省が事前に案を提示する予定であり、その設問に加えて特例措置適用事業者が独自の設問を追加してもよい。
- エ 特例適用局の運用休止を踏まえた経営基盤強化の効果。
- オ 上記内容を踏まえた、検証後の特例適用局の廃止希望有無。

(8) 特例適用局の運用休止の結果を公表すること

特例措置の適用期間の終了後、特例適用局の運用休止の結果をホームページ等において公表すること。また、(6)の検証も踏まえ、特例適用局の廃止を希望する場合は、その旨も周知すること。

(9) 特例適用局の運用休止に関する適切な実施体制を確保すること

(2)の住民への周知広報、(4)の問合せ窓口、(5)の運用休止に関する作業など、特例適用局の運用休止について適切な実施体制を確保すること。

(10) 特例適用局の運用休止に関する実施計画を作成すること

(1)から(9)までの要件に関する内容を含む実施計画を作成すること。

4 特例措置の適用を受けるための手続

特例措置の適用を受けるための手続として、以下を想定している。

- ①特例措置の適用を希望する民間AMラジオ放送事業者¹¹は、2023年5月から開始を予定している再免許の申請時において、それぞれ2023年2月頃及び4月頃に公表を予定している「地上基幹放送局の再免許等に関する方針」及び「地上基幹放送局再免許等申請マニュアル」を踏まえつつ、再免許に関する申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）に特例措置の適用に関する必要な事項を記載の上、再免許の申請を行う。
- ②総務省は、提出された再免許に関する申請書等を審査の上、特例措置適用の要件を満たしていると判断した場合、特例措置の適用に係る条件を付した再免許を付与することとする。
- ③特例措置適用事業者は、再免許付与後、特例適用局の運用休止を行う際には、電波法第16条第2項に基づく所要の手続を行う。
- ④特例措置の適用期間中、実施計画に変更が生じた場合は、その変更内容について速やかに総務省に報告する。また、実施計画の変更により、「3 特例措置を受け

¹¹ 総務省は、2023年3月頃を目途に、特例措置の適用を希望する民間AMラジオ放送事業者の意向調査を行うことを予定している。

るための要件」を満たさなくなった場合は、当該民間AMラジオ放送事業者は電波法第19条に基づく指定事項の変更を受けるため、所要の手続を行う。

5 特例措置の適用期間の終了後の総務省の対応

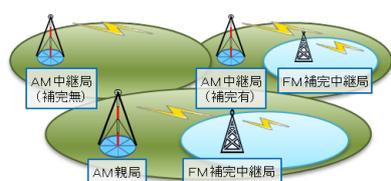
特例措置の実施状況等を踏まえ、総務省は、再度特例措置の適用期間を設けること、また、FM転換及びAM局廃止に必要な制度整備について検討を行う¹²とともに、その際に考慮すべき事項について整理及び公表を行うこととする。

¹² 民間AMラジオ放送事業者のFM転換の可否を判断する審査基準の策定等が想定される。AM局廃止の取り扱いについても、特例措置の実施状況等を踏まえ、総務省において検討する。

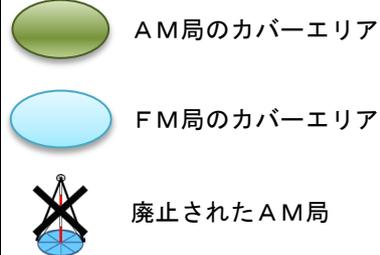
F M転換により想定される民間AMラジオ放送事業者における 放送ネットワークの類型

F M転換及びAM局廃止の実施の有無によって、民間AMラジオ放送事業者の放送ネットワークは以下の4類型となることが想定される。

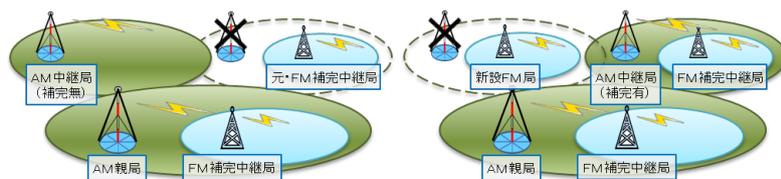
(0) F M転換及びAM局廃止のいずれも行わない



凡例



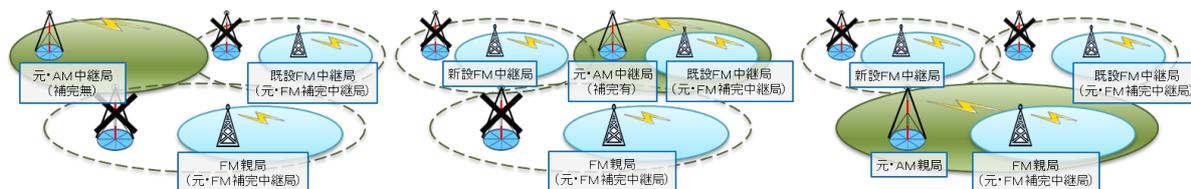
(1) AM局のうち、AM親局を継続し、AM中継局の全て又は一部を廃止する



FM補完中継局で補完される
AM中継局を廃止

AM中継局の廃止に伴い、
FM局を新設

(2) F M転換を行い、元AM親局及びAM中継局の全て又は一部を継続する

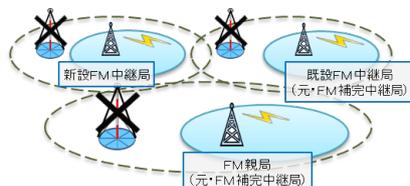


- ・主たるFM補完中継局をFM親局に変更し、AM親局を廃止
- ・FM補完中継局で補完されるAM中継局を廃止

- ・主たるFM補完中継局をFM親局に変更し、AM親局を廃止
- ・AM中継局の廃止に伴い、FM局を新設

- ・主たるFM補完中継局をFM親局に変更し、AM親局を中継局に変更
- ・FM補完中継局で補完されるAM中継局を廃止
- ・AM中継局の廃止に伴い、FM局を新設

(3) F M転換を行い、AM局の全てを廃止する



※ 掲載している図はあくまで例示です。

令和5年地上基幹放送局の再免許に係る申請者

【電波監理審議会への諮問対象：195者】

事業者名	区分
日本放送協会	中波放送、短波放送、超短波放送、テレビジョン放送
北海道放送株式会社	中波放送、テレビジョン放送
札幌テレビ放送株式会社	テレビジョン放送
北海道テレビ放送株式会社	テレビジョン放送
北海道文化放送株式会社	テレビジョン放送
株式会社テレビ北海道	テレビジョン放送
株式会社STVラジオ	中波放送
株式会社エフエム北海道	超短波放送
株式会社FM NORTH WAVE	超短波放送
青森放送株式会社	中波放送、テレビジョン放送
株式会社青森テレビ	テレビジョン放送
青森朝日放送株式会社	テレビジョン放送
株式会社エフエム青森	超短波放送
株式会社アイビーシー岩手放送	中波放送、テレビジョン放送
株式会社テレビ岩手	テレビジョン放送
株式会社岩手めんこいテレビ	テレビジョン放送
株式会社岩手朝日テレビ	テレビジョン放送
株式会社エフエム岩手	超短波放送
東北放送株式会社	中波放送、テレビジョン放送
株式会社仙台放送	テレビジョン放送
株式会社宮城テレビ放送	テレビジョン放送
株式会社東日本放送	テレビジョン放送
株式会社エフエム仙台	超短波放送
株式会社秋田放送	中波放送、テレビジョン放送
秋田テレビ株式会社	テレビジョン放送
秋田朝日放送株式会社	テレビジョン放送
株式会社エフエム秋田	超短波放送
山形放送株式会社	中波放送、テレビジョン放送
株式会社山形テレビ	テレビジョン放送
株式会社テレビユー山形	テレビジョン放送
株式会社さくらんぼテレビジョン	テレビジョン放送
株式会社エフエム山形	超短波放送
福島テレビ株式会社	テレビジョン放送
株式会社福島中央テレビ	テレビジョン放送

事業者名	区分
株式会社福島放送	テレビジョン放送
株式会社テレビユー福島	テレビジョン放送
株式会社ラジオ福島	中波放送
株式会社エフエム福島	超短波放送
株式会社茨城放送	中波放送
株式会社とちぎテレビ	テレビジョン放送
株式会社栃木放送	中波放送
株式会社エフエム栃木	超短波放送
群馬テレビ株式会社	テレビジョン放送
株式会社エフエム群馬	超短波放送
株式会社テレビ埼玉	テレビジョン放送
株式会社エフエムナックファイブ	超短波放送
千葉テレビ放送株式会社	テレビジョン放送
株式会社ベイエフエム	超短波放送
日本テレビ放送網株式会社	テレビジョン放送
株式会社TBSテレビ	テレビジョン放送
株式会社フジテレビジョン	テレビジョン放送
株式会社テレビ朝日	テレビジョン放送
株式会社テレビ東京	テレビジョン放送
東京メトロポリタンテレビジョン株式会社	テレビジョン放送
株式会社TBSラジオ	中波放送
株式会社文化放送	中波放送
株式会社ニッポン放送	中波放送
株式会社日経ラジオ社	短波放送
株式会社エフエム東京	超短波放送
株式会社J-WAVE	超短波放送
株式会社 Inter FM897	超短波放送（外国語放送）
株式会社テレビ神奈川	テレビジョン放送
株式会社アール・エフ・ラジオ日本	中波放送
横浜エフエム放送株式会社	超短波放送
株式会社山梨放送	中波放送、テレビジョン放送
株式会社テレビ山梨	テレビジョン放送
株式会社エフエム富士	超短波放送
株式会社新潟放送	中波放送、テレビジョン放送
株式会社NST新潟総合テレビ	テレビジョン放送
株式会社テレビ新潟放送網	テレビジョン放送

事業者名	区分
株式会社新潟テレビ二十一	テレビジョン放送
株式会社エフエムラジオ新潟	超短波放送
信越放送株式会社	中波放送、テレビジョン放送
株式会社長野放送	テレビジョン放送
株式会社テレビ信州	テレビジョン放送
長野朝日放送株式会社	テレビジョン放送
長野エフエム放送株式会社	超短波放送
北日本放送株式会社	中波放送、テレビジョン放送
富山テレビ放送株式会社	テレビジョン放送
株式会社チューリップテレビ	テレビジョン放送
富山エフエム放送株式会社	超短波放送
北陸放送株式会社	中波放送、テレビジョン放送
石川テレビ放送株式会社	テレビジョン放送
株式会社テレビ金沢	テレビジョン放送
北陸朝日放送株式会社	テレビジョン放送
株式会社エフエム石川	超短波放送
福井放送株式会社	中波放送、テレビジョン放送
福井テレビジョン放送株式会社	テレビジョン放送
福井エフエム放送株式会社	超短波放送
株式会社岐阜放送	中波放送、テレビジョン放送
株式会社エフエム岐阜	超短波放送
静岡放送株式会社	中波放送、テレビジョン放送
株式会社テレビ静岡	テレビジョン放送
株式会社静岡朝日テレビ	テレビジョン放送
株式会社静岡第一テレビ	テレビジョン放送
静岡エフエム放送株式会社	超短波放送
株式会社CBCテレビ	テレビジョン放送
東海テレビ放送株式会社	テレビジョン放送
名古屋テレビ放送株式会社	テレビジョン放送
中京テレビ放送株式会社	テレビジョン放送
テレビ愛知株式会社	テレビジョン放送
株式会社CBCラジオ	中波放送
東海ラジオ放送株式会社	中波放送
株式会社エフエム愛知	超短波放送
株式会社ZIP-FM	超短波放送
三重テレビ放送株式会社	テレビジョン放送
三重エフエム放送株式会社	超短波放送

事業者名	区分
びわ湖放送株式会社	テレビジョン放送
株式会社エフエム滋賀	超短波放送
株式会社京都放送	中波放送、テレビジョン放送
株式会社エフエム京都	超短波放送
株式会社毎日放送	テレビジョン放送
朝日放送テレビ株式会社	テレビジョン放送
関西テレビ放送株式会社	テレビジョン放送
讀賣テレビ放送株式会社	テレビジョン放送
テレビ大阪株式会社	テレビジョン放送
株式会社MBSラジオ	中波放送
朝日放送ラジオ株式会社	中波放送
大阪放送株式会社	中波放送
株式会社エフエム大阪	超短波放送
株式会社FM802	超短波放送超短波放送（外国語放送）
株式会社サンテレビジョン	テレビジョン放送
株式会社ラジオ関西	中波放送
兵庫エフエム放送株式会社	超短波放送
奈良テレビ放送株式会社	テレビジョン放送
株式会社テレビ和歌山	テレビジョン放送
株式会社和歌山放送	中波放送
株式会社山陰放送	中波放送、テレビジョン放送
日本海テレビジョン放送株式会社	テレビジョン放送
山陰中央テレビジョン放送株式会社	テレビジョン放送
株式会社エフエム山陰	超短波放送
RSK山陽放送株式会社	中波放送、テレビジョン放送
岡山放送株式会社	テレビジョン放送
テレビせとうち株式会社	テレビジョン放送
岡山東エフエム放送株式会社	超短波放送
株式会社中国放送	中波放送、テレビジョン放送
広島テレビ放送株式会社	テレビジョン放送
株式会社広島ホームテレビ	テレビジョン放送
株式会社テレビ新広島	テレビジョン放送
広島エフエム放送株式会社	超短波放送
山口放送株式会社	中波放送、テレビジョン放送
テレビ山口株式会社	テレビジョン放送
山口朝日放送株式会社	テレビジョン放送
株式会社エフエム山口	超短波放送

事業者名	区分
四国放送株式会社	中波放送、テレビジョン放送
株式会社エフエム徳島	超短波放送
西日本放送株式会社	中波放送、テレビジョン放送
株式会社瀬戸内海放送	テレビジョン放送
株式会社エフエム香川	超短波放送
南海放送株式会社	中波放送、テレビジョン放送
株式会社テレビ愛媛	テレビジョン放送
株式会社あいテレビ	テレビジョン放送
株式会社愛媛朝日テレビ	テレビジョン放送
株式会社エフエム愛媛	超短波放送
株式会社高知放送	中波放送、テレビジョン放送
株式会社テレビ高知	テレビジョン放送
高知さんさんテレビ株式会社	テレビジョン放送
株式会社エフエム高知	超短波放送
R K B 毎日放送株式会社	中波放送、テレビジョン放送
九州朝日放送株式会社	中波放送、テレビジョン放送
株式会社テレビ西日本	テレビジョン放送
株式会社福岡放送	テレビジョン放送
株式会社TVQ九州放送	テレビジョン放送
株式会社エフエム福岡	超短波放送
株式会社CROSS FM	超短波放送
ラブエフエム国際放送株式会社	超短波放送（外国語放送）
株式会社サガテレビ	テレビジョン放送
株式会社エフエム佐賀	超短波放送
長崎放送株式会社	中波放送、テレビジョン放送
株式会社テレビ長崎	テレビジョン放送
長崎文化放送株式会社	テレビジョン放送
株式会社長崎国際テレビ	テレビジョン放送
株式会社エフエム長崎	超短波放送
株式会社熊本放送	中波放送、テレビジョン放送
株式会社テレビ熊本	テレビジョン放送
株式会社熊本県民テレビ	テレビジョン放送
熊本朝日放送株式会社	テレビジョン放送
株式会社エフエム熊本	超短波放送
株式会社大分放送	中波放送、テレビジョン放送
株式会社テレビ大分	テレビジョン放送
大分朝日放送株式会社	テレビジョン放送

事業者名	区分
株式会社エフエム大分	超短波放送
株式会社宮崎放送	中波放送、テレビジョン放送
株式会社テレビ宮崎	テレビジョン放送
株式会社エフエム宮崎	超短波放送
株式会社南日本放送	中波放送、テレビジョン放送
鹿児島テレビ放送株式会社	テレビジョン放送
株式会社鹿児島放送	テレビジョン放送
株式会社鹿児島讀賣テレビ	テレビジョン放送
株式会社エフエム鹿児島	超短波放送
琉球放送株式会社	中波放送、テレビジョン放送
沖縄テレビ放送株式会社	テレビジョン放送
琉球朝日放送株式会社	テレビジョン放送
株式会社ラジオ沖縄	中波放送
株式会社エフエム沖縄	超短波放送